

クレームの文言が複数の「平易で通常の意味」を有する場合、
その文言の明瞭な意味を論点として訴訟時に提起すべきことが示された CAFC 判例

2017年05月29日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

USPTO は、"**Broadest Reasonable Interpretation**" (**BRI standard**) に基づいて、クレームの解釈をします。AIA 下の Inter Partes Review (IPR) や Post-Grant Review (PGR) も、BRI standard に基づいてクレームが解釈されます。なお、米国の連邦裁判所では、"**actual meaning to a person having ordinary skill in the art**" に基づいてクレームが解釈されますので、連邦裁判所は、クレームを USPTO よりも狭く解釈する傾向にあります。

クレームは、また、「平易で通常の意味 ("**plain and ordinary meaning**") 」に文言解釈すべきとも言われています。米国連邦最高裁判所は、判例において、プロセキューションにおいて、平易で通常の意味にクレームの文言を解釈するよりも、可能な限り広い意味に解釈すべきという考え方に従い、その解釈を行う旨の判断も下しています。

クレームの文言が複数の「平易で通常の意味」を有する場合、特定の一つの「平易で通常の意味」でクレームを解釈することは不十分です。ところが、本件においては、十分であると認定されました。どのような場合に、十分であると認定されるのかについて、以下に説明します。

【全 4 頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

< 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
< 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
< 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
< 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
< 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。